

はじめに

現在、三重県の高齢化は、全国平均より早く進んでおり、およそ2010年には県民の4人に1人が65歳以上という、本格的な高齢社会を迎えようとしています。

このように、急速な高齢化の進行により、介護が必要になったり、行動上の制約があつたりする人の役割も増加することが予想されます。

こうしたなかで、ノーマライゼーションの理念の浸透に伴い、障害者も高齢者も、だれもが安心して快適に暮らすことのできる環境づくりに向けた取組が求められております。

三重県では、平成6年に「三重県だれもが住みよい福祉のまちづくり推進要綱」を定め、公共的施設の整備促進を図ってきましたが、さらにこの取組を推進するため、平成11年3月に「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を制定しました。その理念は「だれもが社会参加できるバリアのないまちづくり」でこれは基本的にユニバーサルデザインの考え方です。ユニバーサルデザイン（UD）とはユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように「すべての人のためデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

このような条例制定の趣旨を踏まえ、障害者、高齢者等の日常生活や社会生活において行動上の制約のある人を含めたすべての人々が利用する公共的施設を、安全かつ快適に利用できるようにするために、施設整備事例集を作成しました。

「ユニバーサルデザインのまちづくり」にあたっては、県民一人ひとりがノーマライゼーションの理念を理解し、やさしさ、いたわりの心を持ち、協力、参加していくことが不可欠です。施設の整備に関わる事業者、設計者、施工者等の皆さんのがこの冊子を活用していただき、さらに工夫されて、だれもが利用しやすい公共的施設の整備が行われることを期待するものです。

平成18年2月

三重県健康福祉部地域福祉室

目 次

施設整備事例集

1. 建築物	4
1) 出入口	4
2) 廊下その他これに類するもの	11
3) 階段	12
4) 昇降機	15
5) 便所	17
6) 敷地内の通路	22
7) 駐車場	25
8) 浴室	26
9) 更衣室又はシャワー室	28
10) 客室	28
11) 観覧席及び客席	29
12) 授乳場所等	30
13) カウンター、記載台、公衆電話台等	31
14) 改札口	32
15) 避難設備	32
16) 案内標示	32
2. 公共交通機関の施設	33
1) 移動円滑化経路	33
2) 通路	35
3) 傾斜路	35
4) 階段	37
5) 視覚障害者誘導用ブロック等	38
6) 案内設備	39
7) 便所	40
8) 乗車券等販売所、待合所及び案内所	43
9) 券売機	44
10) 休憩施設	45
11) 改札口	46
12) 乗降場	47

3. 道路	50
1) 歩道	50
2) 立体横断施設	52
3) 視覚障害者誘導用ブロック等	55
4. 公園	58
1) 出入口	58
2) 園路	59
3) 階段	62
4) 傾斜路	64
5) 便所	68
6) 駐車場	71
7) 案内板等	72
8) 附帯設備	72

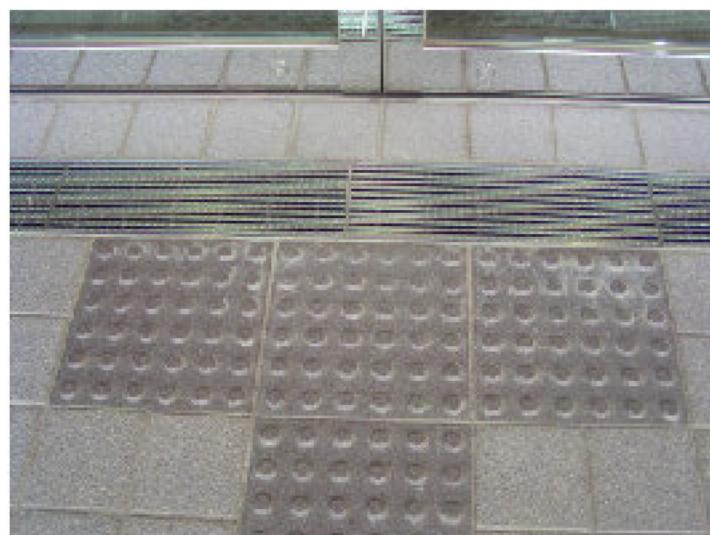
1 出入口

良い事例



やむを得ず段差が発生していますが、階段の段鼻と踏面の色彩を明度差の大きいものとし、階段の上端に接する部分に点状ブロックを設置しています。階段には傾斜路を併設し、階段、傾斜路とも手摺を設置しており、手摺には通ずる場所を示す点字を貼り付けています。

しかし、傾斜路の色彩が平坦部と同色であったり、傾斜路の上端に接する部分に点状ブロックが設置されていません。



グレーチングはつえ、車いすのキャスター等が落ち込まず滑りにくいものとするため、細めタイプ、すべり止め付きとし、溝の方向を車いすのキャスター等の横断方向に垂直に配置しています。しかし、視覚障害者誘導用ブロックの色彩が床面の色彩と明度差がありません。



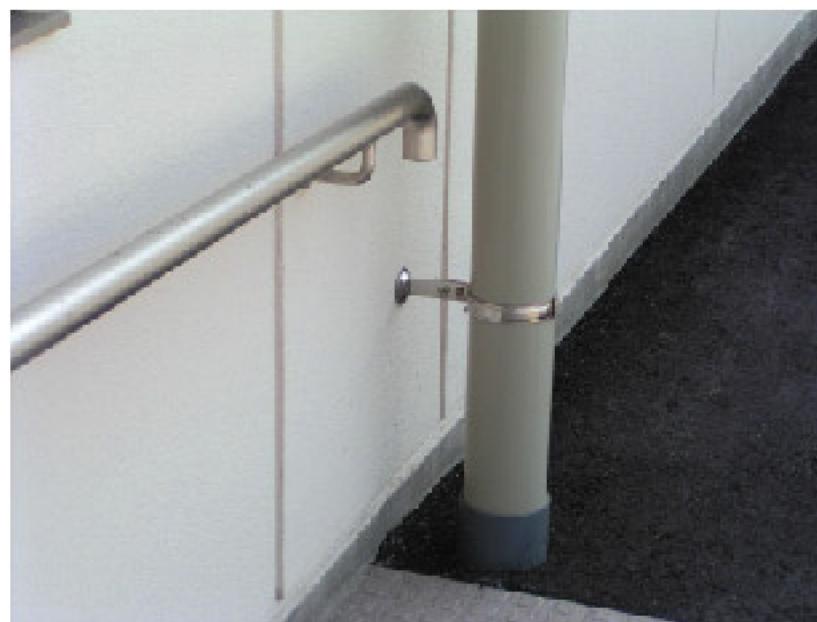
視覚障害者誘導用ブロックの色彩が、床面の色彩と明度差がありません。また、建物と敷地内通路の境界で、上記ブロックの色彩が変更されていて整合性がとれていません。インターホンを設けていますが、点状ブロックで注意喚起を行っているのみで、インターホンに正面から誘導できていません。



視覚障害者誘導用ブロックは、自動ドアがあるのに有効幅員の狭い開き戸へ案内しています。また、上記ブロックの色彩が床面の色彩と明度差がなく、壁から上記ブロックまでの距離が60cm程度ありません。なお、直進する風除室内の上記ブロックの設置は除かれます。



視覚障害者誘導用ブロックにて自動ドアへ案内していますが、壁から上記ブロックまでの距離が60cm程度ありません。



傾斜路を併設して出入口へ車いす使用者等を誘導していますが、雨樋により有効幅員が確保できていません。

良い事例



自動ドアまで段がなく平坦で、玄関マットは視覚障害者誘導用ブロックを隠さないよう配慮して配置しています。直進する風除室内は上記ブロックの設置を除きますが、風除室内にインターホンを設けているため、上記ブロックにて誘導しています。写真玄関マット下の上記ブロックが埋設物により配置できない場合でも、線状ブロックの見通し線上に配置しています。しかし、貼り付け方式の線状ブロックが設置できれば設置したいところです。



玄関は段差がなく、車いす使用者が楽に通過できます。



視覚障害者誘導用ブロックは出入口を進入後、カウンターに案内しています。
カウンターには車いす使用者も使用できる低カウンターも併設されています。
しかし、視覚障害者誘導用ブロックの色彩が床面の色彩と明度差がありません。



視覚障害者誘導用ブロックにより、インターホンまで案内しています。直進する風除室内の上記ブロックのブロックの設置は除かれます。

引き戸



開き戸



出入口の戸を引き戸とし、開閉操作が少ない力で可能なものとしています。また、取っ手を棒状ハンドルとしています。やむを得ず開き戸とした場合でもレバーハンドルとしています。



バルコニーへの出入口についてもできる限り段差が生じないよう（段差が2cm以内）配慮されています。

2段水平手摺



垂直手摺



和式であっても段差を40cm程度とし、車椅子から移乗しやすい高さとしています。また、階段を2箇所設置し、手摺も2段水平手摺と垂直手摺を設置して利用者が選択できるよう配慮されています。



和室の入口に段差を設けていません。

2 廊下その他これに関するもの

良い事例



廊下にも二段手摺が設置されおり、端部を壁側に曲げて止めています。
消火器は廊下の有効幅員を阻害しないよう、壁に埋め込む構造となっています。



廊下の有効幅員を柱の箇所で確保しています。消火器、車いす等を配置しても
廊下の有効幅員を阻害しません。

3 階段

良くない事例

階段の下段より



階段の上段より



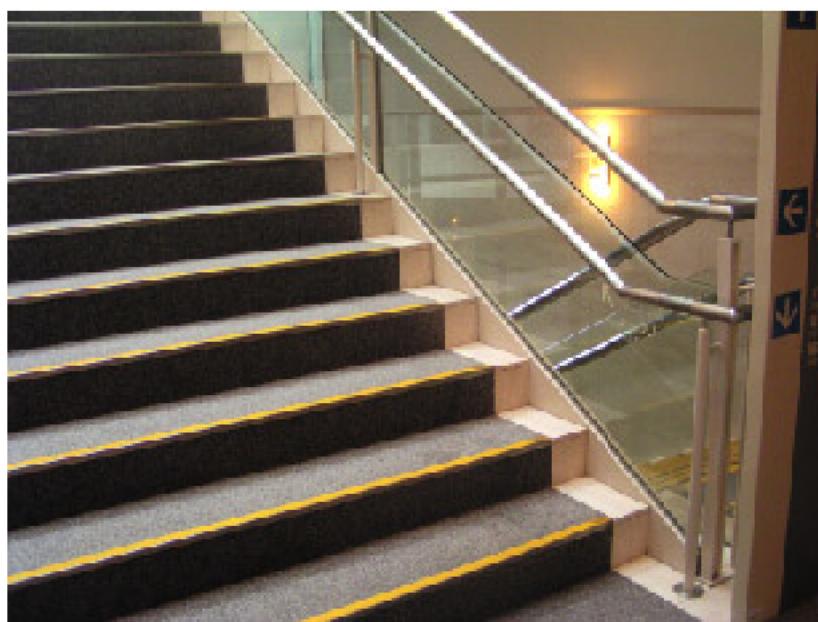
階段のけあげ部の色彩を明度差の大きいものとしていますが、階段の上段から下段を眺めると明度差はわからなくなります。階段の段鼻に突き出しがあり、足をつまづく可能性が高いです。

良い事例

階段の下段より



階段の上段より



階段の上端に接する部分に点状ブロック、2段手摺、階段の側面に立ち上げを設置しています。また、階段の段鼻と踏面の色彩を明度差の大きいものとしています。



手摺は二段手摺とし、上段、下段ともに点字表示を行っています。点字表示にはその内容が文字で併記されています。



階段の手摺の端部を下方に曲げて止めることにより、服が引っかかったりしないよう配慮されています。また、手摺には点字表示を行っています。点字表示にはその内容が文字で併記されています。

4 昇降機

良くない事例



視覚障害者誘導用ブロックは、昇降機まで案内していますが、ドアに案内するのではなく、点字表示のある一般用ボタンの正面に案内します。また、上記ブロックの色彩が床面の色彩と明度差がありません。

乗降口ロビー制御装置



かご内一般用制御装置



昇降機の一般用制御ボタンに点字表示がありません。

良い事例

かご内の鏡、手摺



乗降口ビーより昇降機正面



かご内車いす使用者用制御装置



整備基準では遵守義務ですが、昇降機かご内には車いすが回転しやすいよう鏡と手摺がついています。同様に乗降口ビー、かご内一般用制御ボタンに点字表示があり、かご内には車いす使用者用制御装置がついています。



2方向型昇降機（貫通型）です。車いすを360度回転することなく乗降が可能です。昇降機の出入口の戸にガラスがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視認できます。

5 便所

良くない事例



多機能トイレの可動式水平手摺の先端が、便器の先端よりはるかに短くなっています。L字型手摺と可動式水平手摺の間隔が70~75cm程度がよいのですが、間隔が広くできています。非常通報装置はあるのですが、便器に腰掛けた状態、車いすから便器に移乗しない状態、床に転落した状態のいずれからも操作できるよう、L字型手摺垂直部当たりに床から中心高さ50cm程度に設置し、ボタン紐を垂らしてください。